

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年五月二十六日法律第四十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 （略）

五 第一条（地方自治法別表第一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の項の改正規定に限る。）及び第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日